

書類名 / 手続き	新規・更新登録 (共通)		登録事項の変更										(別表記載事項を含む) 業務規程の内容変更	廃業等			
	個人	法人	登録者の氏名 または名称	登録者の住所	(法人) 代表者	営業所の名称	営業所の所在地	使用する遊漁船	(法人) 役員	法定代理人 (未成年)	業務主任者	(満期更新を含む) 損害賠償保険		遊漁船業を廃業	業者本人が死亡 (個人)	合併により消滅 (法人)	破産により解散 (法人)
遊漁船業者登録申請書 (様式第一号)	○	○															
遊漁船業者登録事項変更届出書 (様式第五号)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
業務規程変更届出書 (様式第六号)								○			○		○				
業務規程 (変更の場合は変更したページのみ)	○	○						○ (別表1, 2, 3, 4)			○ (別表1, 9)		○				
遊漁船業者廃業等届出書 (様式第七号)													○ ※4	○ ※5	○ ※6	○ ※7	
住民票の抄本またはこれに代わる書類 ※1 (各種免許証など)	○ ※2		○ (個人のみ)	○ (個人のみ)													
登記簿謄本 (法人)		○	○ (法人のみ)	○ (法人のみ)	○				○						○	○	
未成年者である場合、法定代理人の住民票の抄本またはこれに代わる書類 ※1 (各種免許証など)	○									○							
誓約書 登録申請者 (様式第二号)	○	○															
選任した遊漁船業務主任者にかかる必要書類	住民票の抄本またはこれに代わる書類 ※1 (各種免許証など)	○	○														
	遊漁船業務主任者講習受講修了証明書の写し	○	○														
	実務経験実務研修証明書 (様式第三号)	○	○														
	小型船舶操縦士免許証の写し	○	○														
	誓約書 業務主任者 (様式第三号の二)	○	○														
使用する遊漁船にかかる必要書類	船舶検査証書の写し	○	○					○									
	損害賠償保険の証券の写しまたはこれに代わる書類 ※3	○	○					○				○					
相続人であることを確認できる書類 (戸籍抄本など)														○ ※8			
登録手数料 (新規: 20,000円、更新: 16,000円)	○	○															

- ※1 登録する氏名と住所が確認できるもの。運転免許証、健康保険証、小型船舶操縦士免許などの写し。
- ※2 登録業者本人が業務主任者を兼ねるときは、業務主任者として小型船舶操縦士免許を提出すれば別の免許証等は提出不要。  
(ただし、提出する小型船舶操縦士免許の氏名住所が申請書記載のものと同一である場合に限る)
- ※3 保険加入手続き直後で保険会社による証券の発行待ちであるときなど、提出できないときは、保険の加入申込書の写しおよび保険料の領収書の写しの両方をもってこれに代えることができる。
- ※4 届出人は遊漁船業者であった個人または遊漁船業者であった法人を代表する役員。
- ※5 届出人は死亡した本人の相続人。
- ※6 届出人は消滅した法人を代表する役員であった者。
- ※7 届出人は解散した法人の破産管財人。
- ※8 本人と届出人の続柄がわかるもの。